

## 転入・転居・転出届は 市民課へ

引っ越しの手続き

引っ越しなどにより、世帯全員または世帯員の住所が変わったときは市民課(市役所1階)または市民課赤坂分室(中央公民館内)で手続きをしてください。

市外から市内に引っ越しをしたときは、引っ越しをした日から14日以内に転入届をしてください。市外へ引っ越し場合は、引っ越しの前後おおむね14日以内に転出届をしてください。

市内での引っ越しの場合は、14日以内に転居届をしてください。原則として、本人または同一世帯の人が届け出てください。

本人または同一世帯の人が届け



忘れずに手続きを

出できない場合は、代理人による届け出もできますが、委任状が必要となります。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認して届け出てください。

また、届出時に本人確認をしますので免許証、保険証などをお持ちください。

なお、窓口は4月下旬まで大変込み合いますので、手続きには余裕をもってお越しください。

特に、月曜日は混雑が予想されます。くわしくは市民課の20-1525へ。

### し尿のくみ取り

引っ越しの際は  
早めに連絡を

定期的にし尿のくみ取りを行っている家庭で、引っ越しなどで最

後のくみ取りとなる場合や、くみ取りの必要がなくなった場合には早めに環境衛生課へ連絡してください。

くわしくは環境衛生課の20-1531へ。

千葉水道局からのお知らせ

3月4月は電話が大変込み合います

県営水道を利用している人は、引っ越しが決まりましたら、お早めに「県水お客様センター」へご連絡ください。

なお、3月から4月上旬は電話が大変込み合います。特に月曜日や祝日の翌日、午前中に電話が集中しますので、比較的つながらずいへん土曜日に利用ください。

県水お客様センター

電話 05700001245

(PHS専用) 043310003

21)

受付時間 平日 午前8時45分～午後6時、土曜日 午前8時45分～午後5時

くわしくは同センターへ。

### マンション管理相談会

無料で相談できます

千葉県マンション管理士会ではマンション管理組合・区分所有者などを対象に、マンションの管理全般についての無料相談会を開催します。

日時 4月10日(日) 午後1時～5時

会場 中央公民館

内容 2 マンションの管理全般についての個別相談  
定員 8組(先着順)

申し込みは同会北総支部渡辺さん 090-396566807 (日中)、FAX 47-1127、Eメール wata-kei@circus.ocn.ne.jpへ。

### 固定資産の縦覧および閲覧

4月1日から

資産税課で

平成17年度の土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧を次のとおり行います。

希望する人は、運転免許証や健

### 固定資産の縦覧および閲覧

	縦覧	閲覧
期間	4月1日(金)～5月2日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	4月1日(金)以降通年 (土・日曜日、祝日を除く)
時間	午前8時30分～午後5時	
内容	土地・家屋等縦覧帳簿で、自分の土地や家屋の価格とほかの土地・家屋の価格を比較し、評価が適正かどうか判断できます	自分の資産について、固定資産課税台帳に記載された部分を確認することができます。借地人・借家人なども使用または収益の対象となる部分(対価が支払われるものに限る)の閲覧が新たにできます
対象者	納税者本人、納税者の委任状を持参した人、納税管理人	所有者本人、所有者の委任状を持参した人、納税管理人、借地・借家人

康保険証など、本人確認できるものを持参してください。

また、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日以内に、書面をもって固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。

くわしくは資産税課の20-1514へ。

### 事故にあつたら 届け出を

交通事故にあつたり、他人の飼っている犬にかまれたりするなど、第三者の行為によつてけがや病気をしたときにも、国民健康保険(以下国保)が使えます。ただし、医療費は加害者が全額負担するのが原則なので、国保が医療費を一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。

国保で医療を受けるときには必ず事前に保険年金課に連絡し、すみやかに「第三者行為による傷病届」を提出してください。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国保が使えなくなります。示談をす



る前に、必ず保険年金課に相談しましょう。

また、業務上のけがや病気は雇用主が負担すべきものなので、労災保険の対象となります。

故意の犯罪行為や事故、けんかや泥酔などによる傷病については国保の給付が制限されます。

くわしくは保険年金課 ☎20・1526)へ。

#### 住宅地などでの農業の使用

農業が飛散しないようにご注意を

住宅地などで農業を散布する場合、農業が飛散して周辺の住民などに被害を及ぼすことがあります。住宅地や住宅地に近接した農地(市民農園や家庭菜園を含む)で農作物などに農業を散布するときは、次のことに注意してください。

周囲に影響が少ない時間帯で風が無いときや弱いときを選び、風向きや散布方向などに注意して最小限の範囲に散布する。庭木など、食用としない植物への散布でも、農業取締法に基づいて登録された農業を、使用上の注意を守って使用する。周辺住民に、事前に農業の使

用目的、散布日時、農業の種類などを連絡し、散布時には立て看板を表示するなどして区域内にほかの人が入らないようにする。特に、近くに学校や通学路があり、散布時に通行が予想される場合には、学校や保護者などに連絡する

農業を使用した年月日、場所、農業の種類または名称、希釈倍率、対象植物などを記録し、一定期間保管する

農業に関する健康などの相談は農政課 ☎20・1541)または健康増進課 ☎27・1111)へ。

#### 警察署からお願い

### 身近にこんな場所

こんな人はいませんか

警察では、テロ・ゲリラを根絶するため、過激派の検挙に全力を挙げています。

皆さんの身近で、何か変だぞ... おかしいな... と思うことがあります。したら、どんなささいなことでも最寄りの警察・交番・駐在所または警察本部相談サポートコーナーへ情報をお寄せください。こんな場所・人はいませんか?。単身・夫婦だけのはずなのに、数人の人が出入りしている

ご利用ありがとうございました

#### 移動図書館

### こぼと号

#### の巡回を一部終了します

成田市移動図書館「こぼと号」の南コース(西三里塚・本城・三里塚・新駒井野)、北コース(小泉)の各ステーションへの巡回は、3月いっぱいをもって終了させていただくこととなりました。長い間のご利用ありがとうございました。

なお、北コース(長沼・長田・赤荻・土屋)、西コース(宗吾台・並木町・大久保台・公津の杜)の2コースは、継続しますので、引き続きご利用ください。



くわしくは市立図書館 ☎27-4646)へ。

○部屋の出入りの際、周囲を異常に気にしている

○部屋の中から薬品のおいや金属音がする

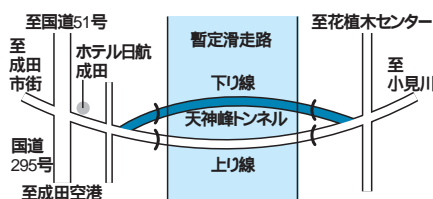
相談サポートコーナー ☎0432279110

くわしくは成田警察署 ☎27・0110)へ。

#### 県道成田小見川鹿島港線

天神峰トンネルが供用を開始

県道成田小見川鹿島港線の成田空港暫定滑走路下を通る天神峰トンネルは、将来の交通量を見通して上り下りの二つのトンネルが造られています。3月23日(水)午後から、このトンネルを利用した上下二車線つつの通行となります。



くわしくは印旛地域整備センター | 成田整備事務所維持管理課 ☎26・4832) または同建設課 ☎26・4834)へ。

自動車リサイクル法

# 使用済み自動車の処分は適正に

本年1月1日から自動車リサイクル法がスタートしたことにより自動車所有者には、リサイクル料金の支払い、廃車する際は自治体に登録された引取業者に引き渡すことが義務付けられています。自動車を廃車する場合は、自動車リサイクル法による手続きをし責任をもって処分してください。市では道路などに放置された自動車を見つけたときは、成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例により、自動



車にも愛情と責任をもって

車の調査を行い、所有者や使用者に対し早急な移動・処分を指導しています。

また、空き地などの土地所有者は、自動車が放置されないよう柵や看板を設置するなど適正管理に努めましょう。

くわしくは環境対策課 ☎20・1532へ。

## 犬・猫の引き取り

### 引き取り場所が変更になる

県動物愛護センターが行っている市役所での犬・猫の引き取りは、4月から次の場所へ変更になります。

場所：印旛保健所成田支所(加良部331)  
日時：毎週火曜日(祝日は除く)  
午後3時～3時10分

くわしくは印旛保健所成田支所(☎26・7231)または県動物愛護センター(☎93・5711)へ。

## 成田市環境保全率先実行計画

### 平成15年度の結果をお知らせします

市 自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を率先して実践し、「エコオフィスづくり」を推進していくために、平成14年3月に「成田市環境保全率先実行計画」を策定しました。

この計画は平成12年度を基準年度とし、平成14年度、18年度の5年間を計画期間と定め、平成18年度におけるガソリン、軽油、電気などの使用により発生する温室効果ガスの市役所分の総排出量を、

平成12年度と比較し2・3%削減することを目標としています。平成15年度の温室効果ガス排出量は、下表のとおりです。

市役所全体の対12年度比の温室効果ガス排出量は、8万2,758・5kg・CO<sub>2</sub>の減少であり、割合としては0・92%の減少となりました。

今後は目標の達成に向けて、さらなる取り組みの推進をしていきます。

くわしくは環境計画課 ☎20・1533へ。

## 「危険物取扱者試験」と「受験者講習会」

### 【危険物取扱者試験】

試験日 = 6月12日(日)  
試験会場 = 日本大学生産工学部津田沼校舎(習志野市)ほか  
手数料 = 甲種5,000円、乙種3,400円、丙種2,700円を郵便振込みで  
受付期間 = 4月11日(月)～14日(木)

### 【受験者講習会】

講習日 = 5月10日(火)  
講習会場 = 国際文化会館  
受講料 = 3,500円(テキスト代別)  
受付期間 = 4月11日(月)～15日(金)  
申し込みの受け付けは、いずれも市消防本部予防課(市役所地下1階)です。くわしくは同課(☎20-1591)へ。

平成15年度「成田市環境保全率先実行計画」結果

調査項目	活動量		増減	温室効果ガス排出量(kg-CO <sub>2</sub> )		増減	率(%)
	平成12年度	平成15年度		平成12年度	平成15年度		
ガソリン(ℓ)	97,893.0	100,123.8	2,230.8	226,132.8	231,285.9	5,153.1	2.3
灯油(ℓ)	430,362.1	390,819.1	-39,543.0	1,080,208.9	980,955.9	-99,253.0	-9.2
軽油(ℓ)	29,089.1	33,820.4	4,731.3	76,795.3	89,285.9	12,490.6	16.3
A重油(ℓ)	10,445.0	7,300.0	-3,145.0	28,932.7	20,221.0	-8,711.7	-30.1
LPガス(kg)	14,136.8	7,546.5	-6,590.3	42,693.1	22,790.4	-19,902.7	-46.6
都市ガス(m <sup>3</sup> )	297,775.0	352,483.0	54,708.0	640,216.3	757,838.5	117,622.2	18.4
電気使用量(kwh)	19,411,069.4	19,160,105.3	-250,964.1	6,929,751.8	6,840,157.6	-89,594.2	-1.3
その他(自動車走行に伴う排出など)				11,386.9	10,824.1	-562.8	-4.9
合計				9,036,117.8	8,953,359.3	-82,758.5	-0.92

温室効果ガス排出量 = 活動量 × 排出係数



心の健康、応援します

# 困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいはいかがでしょうか。



## 相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる 場合はお問い合わせく ださい。
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	3月22日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	3月15日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	4月19日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談(英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	3月24日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	3月19日(土)	13:00～16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築に関する相談)	4月14日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 4月11日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	3月17日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	3月28日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	4月5日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234

両教育相談は4月1日(金)から場所と問い合わせ先が変わります。くわしくは「広報なりた」4月1日号で。